

痴呆性高齢者グループホーム

1. 痴呆性高齢者グループホームとは

介護保険制度が平成12年4月より導入された。これに伴う高齢者福祉に関する施策の1つとして、痴呆性高齢者を対象とした痴呆性高齢者グループホームの整備が全国的に進んでいる。

この痴呆性高齢者グループホームは、5～9人を1単位として痴呆性の高齢者が介護職員等による生活上の指導・援助等を受けながら共同生活を行い、症状の改善・緩和及び生活の質的向上をはかることを目的とした施設であり、経営主体、建物の規模、構造等、様々なものがある。

2. 痴呆性高齢者グループホームの建築基準法上の取扱い

「痴呆性高齢者グループホーム」については、新しい建築物の用途であり、建築基準法上規定はされていない。したがって、施設の規模、配置及び各室の独立性等から判断して建築基準法上の取扱いを決めることになる。

具体的には、食堂・便所・台所・浴室等が1ヶ所又は数カ所に集中して設ける計画となっている場合には、使われ方が寄宿舍と類似しており、寄宿舍として取扱うことが適切である。

また、老人デイサービスセンター等の老人福祉施設と併設され、施設計画上一体となっている場合には、建築基準法の「児童福祉施設等」に含まれる老人福祉施設として扱うことが適切である。さらに、各住戸が独立していて、廊下・階段等の共用部分をもつ計画である場合には、共同住宅として取扱うことが適切であると考えられる。

(平成14年日本建築行政会議 部会検討結果報告より)